

個人用火災総合保険

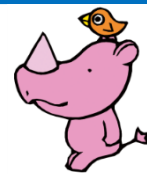
2015年10月改定に関するご案内

いつも共栄火災の火災保険をご利用いただきありがとうございます。

さて、共栄火災では2015年10月以降保険始期の契約より改定を行いました。

今回の改定は、主に、参考純率の改定※を踏まえたものです。

何卒ご理解いただき、今後とも共栄火災の火災保険をご愛顧いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。



※参考純率の改定 「参考純率」とは、損害保険料率算出機構が会員各社から提供されたデータ等をもとに算出し、参考値として各保険会社に提供している保険料率です。多くの保険会社が参考純率をベースに保険料を算出していますが、この参考純率が2014年7月に改定されたため、共栄火災もこの参考純率をベースに保険料の改定を行います。

① 保険料の改定

- 都道府県・構造・保険の対象・職作業（併用住宅の場合）等によって、引上げ・引下げになるケースがあります。
- 「M構造」の料率は、全国一律でしたが都道府県別となります。
- 携行品損害特約、営業用什器・備品等損害特約の保険料は引下げます。
- 近年の長期金利の動向を踏まえ、長期係数を見直します。

② 保険期間の10年制限

「個人用火災総合保険」の保険期間を最長10年までとします。

【保険期間の10年制限の理由】

- 近年の地球温暖化研究の成果によって、自然災害の将来予測について不確実な要素が多いことが明らかになってきております。火災保険についても長期リスクの評価が難しくなったことを背景として、火災保険の参考純率が適用できる保険期間が最長で10年までとなりました。
- 個人用火災総合保険は、この参考純率を使用していることから、同様に保険期間を最長10年とします。

③ 長期契約の自動継続の導入

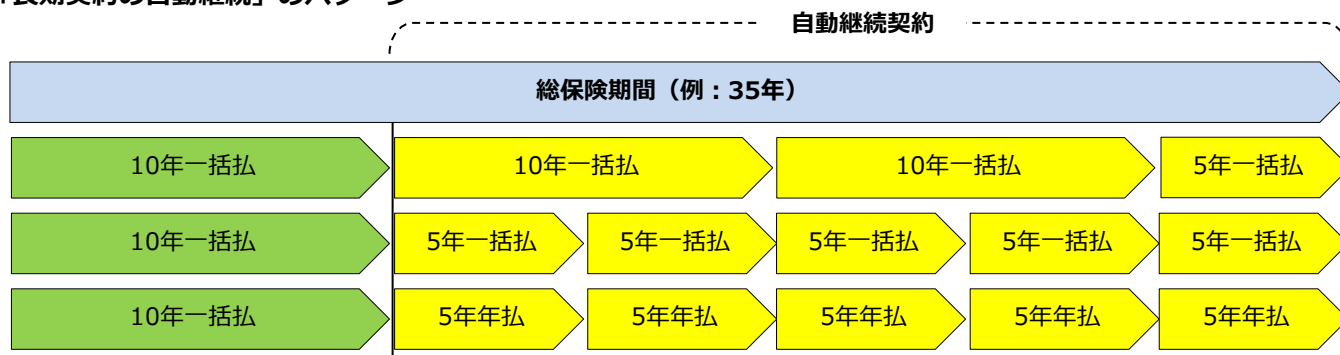
保険期間は最長10年となりますので、住宅ローン等の返済期間より保険期間が短くなるケースがあります。お客さまの利便性を考慮し、総保険期間をあらかじめ指定していただき、その範囲内で保険契約を自動的に継続していくことができます（「保険契約の継続に関する特約」を付帯します。）

■ 長期自動継続の引受方法

総保険期間(自動継続する期間)	11年～36年の整数年
自動継続の対象	保険期間10年の長期一括払契約
自動継続契約の保険期間	「10年」または「5年」
自動継続契約の保険料払込方法	「長期一括払」または「長期年払」

※総保険期間(自動継続する期間)、自動継続契約の保険期間、自動継続契約の保険料払込方法は、最初の保険期間10年契約の締結時に決定します。

■ 「長期契約の自動継続」のパターン



④ 新築建物割引の新設

新築建物割引を新設します。

- 「建築年月から保険終期年月までの期間が10年11か月以内の建物（注）」を割引の対象とします。

(例) 建物の建築年月 2014年11月の場合	保険終期 2025年10月以前 … 割引可 (建築後10年11か月以内)
	2025年11月以降 … 割引不可 (建築後11年以上)

注.2016年5月以降保険始期より割引の対象を「建築年月から保険契約の始期年月までの期間が10年未満の建物」に変更しています。

(例) 建物の建築年月 2006年6月の場合	保険始期 2016年5月 …… 割引可 (建築後9年11か月)
	2016年6月以降 … 割引不可 (建築後10年以上)

- 建物の保険料（料率）にのみ割引を適用し、家財等の保険料（料率）には割引を適用しません。

⑤ 特約の改定

個人賠償責任特約を改定し、示談交渉サービスを付帯します。

示談交渉サービス

日本国内で生じた事故にかぎり、被害者が同意する等の条件を満たした場合は、共栄火災が被保険者に代わり示談交渉を行います。

⑥ 特約の新設

次の特約を新設します。

庭木修復費用特約	保険の対象である建物と同一敷地内にある庭木※が建物と同時に損害を受けて枯死した場合には、その庭木の修復費用を補償します（1事故につき10万円限度）。 ※垣、鉢植、草花等は庭木に含みません。
ドアロック交換費用特約	日本国内で建物のドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換費用を補償します（1事故につき3万円限度）。
建物電氣的・機械的 事故特約	<ul style="list-style-type: none">● 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故によって生じた建物付属設備の損害に対して、普通保険約款の「不測かつ突発的な事故」として損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金を補償します。 <p><特約の付帯条件></p> <ul style="list-style-type: none">● 保険の対象に建物が含まれること。ただし、「<u>建築中の建物</u>」または「<u>建築後12か月以上経過している建物</u>」には、この特約を付帯することができません。● 「<u>不測かつ突発的な事故</u>」を補償する契約内容であること。 <p>注. この特約を付帯した場合、「長期契約の自動継続」の対象外となります。</p>

⑦ 1981年5月以前建築の建物に対する自己負担額の設定

建築年月が1981年5月以前の建物（建築年不明の建物を含みます。）を保険の対象に含む場合は、ご契約の保険期間に応じて「自己負担額」を次の通り設定していただきます。

保険期間が1年以下のご契約	次のいずれかを選択……3万円・5万円・10万円
保険期間が1年を超えるご契約	10万円

注. 2017年1月以降保険始期のご契約より、家財の保険金額300万円以上で建物とセットでご契約いただく場合は、自己負担額をなし(0円)・1万円・3万円・5万円・10万円のいずれかからお選びいただくことができます。

注意

- このチラシのご案内は「個人用火災総合保険」のご契約を対象としております。
- このチラシは「2015年10月保険商品改定」の概要を記載したものです。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先

PB015200 (16.10改)
B1614430A1335-20161025 (2016年10月作成)